

年金記録の訂正請求事蹟システムの使用に関する協定書

厚生労働省大臣官房年金管理審議官を甲とし、日本年金機構理事長を乙とし、年金記録の訂正請求事蹟システムの使用に関して、次のとおり協定を締結する。

記

(目的)

第1条 本協定は、政府管掌年金事業の運営に当たり、年金記録の訂正請求に係る業務に関して甲が乙に使用させる年金記録の訂正請求事蹟システム（以下「事蹟システム」という。）の適正な運用を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(期間)

第2条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年12月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、同一内容をもって、有効期間が更に1年間自動延長されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の規定は、第9条による解除等が行われた場合には、適用しない。

(事蹟システムの使用等)

第3条 甲は、乙が第1条に掲げる業務を実施するために、社会保険オンラインシステムの窓口装置（以下「窓口装置」という。）から事蹟システムを使用させる。

(情報の範囲)

第4条 乙が第1条に掲げる業務において事蹟システムを使用して授受できる情報は、年金記録の訂正請求に係る事案情報とする。

(個人情報の適正な取扱い)

第5条 乙は、第1条に掲げる業務の実施以外の目的で、本協定に基づき提供を受けた個人情報を利用してはならない。

2 乙は、事蹟システムの使用開始前までに、個人情報の漏えい及び目的外利用を禁じた管理体制を整備することとする。

3 乙は、事蹟システムを使用する日本年金機構の職員の氏名、所属部署名及び具体的な業務内容を甲に登録することとする。

4 乙は、第1条に掲げる業務を実施するに当たって最低限必要な範囲でのみ、本協定に基づき提供を受けた個人情報の全部又は一部の複写複製を行うことができる。

5 乙は、前項の複写複製を行う場合には、乙の指定する責任者の指示の下、その作成、利用、保管、廃棄を適切に実施し、当該個人情報が滅失又は毀損若しくは漏えいすることのないようにし

なければならない。

(秘密の保持)

- 第6条 乙は、第1条に掲げる業務の実施により知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、本協定の有効期間の満了後又は本協定の解除後も有効とする。
 - 3 乙は、不正の利益を得る目的又は甲若しくは乙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない

(指示)

- 第7条 甲は、本協定の履行に関し、乙において不適切な行為がある場合には、甲の指定する担当職員（以下「担当職員」という。）に必要な指示をさせるものとする。
- 2 前項の場合において、乙は、担当職員の指示に従わなければならない。

(事故報告等)

- 第8条 乙は、本協定の実施に当たって、個人情報の滅失若しくは毀損等の事故又は個人情報の漏えい若しくは個人情報の漏えいが疑われる事象等（以下「事故等」という。）が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告し、指示を受けなければならない。
- 2 乙は、前項の報告後、直ちに発生した事故等の詳細を文書にて担当職員に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 3 乙は、事故等が発生した場合に対応するための体制を整備し、甲に報告しなければならない。

(協定の解除等)

- 第9条 甲は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより、自己の都合によって本協定を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに、直ちに本協定の解除その他必要な措置を講じることができる。
 - 一 乙が、自己の責めに帰すべき理由により、本協定の有効期間中に本協定の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 乙において本協定の実施につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
 - 三 乙から本協定の解除の請求があり、その理由が正当であるとき。
 - 四 乙が本協定に違反したとき。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第10条 本協定について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

(個人情報の保護に関する法令の適用)

第11条 第1条に掲げる業務の実施に関する個人情報の取扱いについては、本協定に定めるもののほか、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び日本年金機構個人情報保護管理規程（規定第13号）に定めるところによる。

（実施の細目）

第12条 本協定の実施に関する細目については、「年金記録の訂正請求事蹟システム使用要領」（別添）に定めるところによる。

上記の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成29年1月12日

甲

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

伊原和人



乙

東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 理事長

水島藤一郎

